

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商号) (株)アイプランニング (所在地) 福岡市南区日佐3丁目32番11号 (代表者) 代表取締役 井手 愛 (本市登録) 登録業種: 工事 (建築D) 業者番号: 33772
措置内容	令和4年11月22日から6カ月間の競争入札参加停止 (令和5年5月21日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第4号イ (契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件名 清水ワークプラザ・南障がい者フレンドホームトイレ改修工事 (2) 入札日 令和4年11月7日 (3) 決定金額 17,010,180円 (税込) (4) 契約担当課 財政局財政部契約課 2 経緯 当該案件は、指名競争入札を行い、上記業者を相手方として決定していたが、有効期限内の経営規模等評価結果通知書を提出できなかったため、契約締結にいたらなかったもの。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第1 事故等に基づく措置基準 (契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| ア 正当な理由のない履行遅滞 | } 1ヵ月以上4ヵ月以内 |
| イ 正当な理由がなく契約を締結しないとき | |
| ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当 | |

(競争入札参加停止の期間の特例)

第4条

- 4 市長等は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表1、2各号及び第1項の規定による長期を超える競争入札参加停止の期間を定める必要があるときは、競争入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、本項の規定により定める長期の期間は、36ヵ月を超えることができない。